

佐久総合病院老人保健施設

運営規程

J A長野厚生連が開設する佐久総合病院老人保健施設（以下「当施設」という）が実施する介護老人保健施設（以下「施設入所」という）、短期入所療養介護（以下「短期入所」という）、介護予防短期入所療養介護を含む）、通所リハビリテーション（以下「デイケア」という）、介護予防通所リハビリテーションを含む）の各事業（以下「施設サービス」という）について、「介護保険法」、「介護保険法施行令」、並びに施設サービスの「施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」に基づき、老人保健施設の理念及び役割・機能を遵守し、施設サービスの適正な運営を確保するために、次に掲げる事項を内容とする規程を定める。

1 施設の目的および基本方針

- (1)当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す。
- (2)当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスの提供に努めるとともに、自傷他害行為等の恐れがある緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- (3)当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、家庭や地域住民との結びつきを重視した運営を行うとともに、家庭及び地域住民のケアに関する研修、相談、ボランティアの参加等を積極的に受け入れるよう努める。
- (4)当施設は、地域の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村との密接な連携を図るとともに、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。

2 施設の事業の種類

当施設の事業は、施設入所、短期入所、デイケアの3つに分かれる。

- (1)施設入所は、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指して、利用者に対し、看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- (2)短期入所は、利用者の療養生活上の質の向上及び利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るために、短期間入所して、利用者のために、看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- (3)デイケアは、利用者の心身の機能の維持回復を図るために、日帰りの利用によって、利用者に対し、作業療法、理学療法、その他必要なりハビリテーション並びに日常生活上の世話をを行う。

3 施設の機能と役割

老人保健施設は次の5つの役割と機能をもつ。これを遵守し、十分にその機能が発揮できるように努める。

- (1) 医療と福祉を統合した「総合的ケアサービス施設」として、早期に家庭復帰して自立した生活が営むことができるように、リハビリテーション、その他の軽度の医療サービスと、日常生活の世話をを行う。
- (2) 「リハビリテーション施設」として、体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の推進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に集中的な維持期リハビリテーションを行う。
- (3) 家庭復帰のための通過施設として、医療機関で急性期の治療を行って病状がある程度安定したら、一定期間入所し、家庭への早期復帰を目指す。
- (4) 「在宅ケアを支援する施設」として、在宅ケアを受けている人が、病状の変化や介護者の疲れ、家の都合などで在宅ケアが困難になった場合、短期入所やデイケアを利用して、在宅ケアを支援する。
- (5) 「地域に開かれた施設」として、当施設は家族や地域の人たちに開放されており、ボランティアの受け入れ、リハの研修、ケアについての相談など、自由に参加できる体制をとる。

4 施設の名称及び住所地等

当施設の名称、所在地等は次の通りとする。

- | | | |
|-----|----------|---------------------------------|
| (1) | 施設名 | 佐久総合病院老人保健施設 |
| (2) | 開設年月日 | 昭和63年4月1日
(昭和62年7月16日より施行開設) |
| (3) | 所在地 | 長野県佐久市臼田779-4番地 |
| (4) | 電話番号 | 0267-82-7100 |
| | FAX番号 | 0267-82-7104 |
| (5) | 管理者名 | 高橋 勝貞 |
| (6) | 介護保険指定番号 | 2052080013号 |

5 職員の職種及び人員

前記基準に基づき、以下の職員でケアサービスにあたることを原則とする。

- | | |
|-------------|-------|
| 管理者(施設長) | 1名 |
| (1) 医師 | 1名以上 |
| (2) 看護職員 | 10名以上 |
| (3) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 24名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名以上 |
| (6) 作業療法士 | 1名以上 |
| (7) 理学療法士 | 1名以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 調理員 | 5名以上 |
| (10) 事務員他 | 2名以上 |

また、デイケアに介護職員2名以上、看護師1名以上、リハビリ職員1名以上とする。

6 職務の内容

職務内容は、長野県厚生農業協同組合連合会の会務規程、職務規程に準ずるものとし、具体的には次の視点を重視して施設サービスを行う。

- (1) 管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握等、施設全体の運営管理にあたりとともに、基準省令の運営の基準に関する規程が遵守できるように、必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、比較的安定した病状に対する診察、投薬、注射、処置等、通院治療程度の医療サービスを行う。利用者に緊急な病気などが発症し、施設内での医療サービスで対応できない場合には、協力医療機関(佐久総合病院本院及び佐久医療センター)の医師が対応する。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の体位交換、清拭、食事の世話、入浴、レクリエーション療法等、利用者のニーズに対応した看護サービスを行う。さらに、精神的向上を図るための様々なサービスにも取り組む。
- (4) 介護職員は、利用者の体位交換、清拭、食事の世話、入浴、レクリエーション療法等、利用者のニーズに対応したケアサービスを行う。さらに、精神的向上を図るための様々なサービスにも取り組む。
- (5) 支援相談員は、入退所に関わる情報の収集、利用者や家族の相談、家庭訪問指導、レクリエーションの計画と指導、市町村自治体や福祉事務所の他、社協や農協など地域の関連諸機関との連携、またボランティアの育成など幅広い活動に取り組む。
- (6) 作業療法士・理学療法士は、家庭復帰を目的とする機能訓練、作業訓練、レクリエーション療法を行い、必要に応じて家庭訪問等を行う。このリハビリテーションは、生活リハビリテーションを中心に、利用開始時の心身状態を維持、低下防止程度の内容で行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等、利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の意思をふまえ、他の専門職と合議のもとに、施設サービス計画(ケアプラン)の作成に関する業務を行う。
- (9) 事務員は、対外的な折衝や経理に関する事項、請求に関わる業務等のほか、施設の保守整備に関する業務を行う。
- (10) 職員は、専門職としての枠を越えて、以下のことにも同時に取り組む。
 - ① リハビリ職員とともに、生活リハビリテーションサービスを行う。
 - ② 買い物・理髪等個人的な世話、生きがい、教養、趣味等、利用者の多様なニーズに応じた日常生活サービスを行う。
 - ③ 家族または社会福祉施設職員、地域の住民やボランティアなどに、在宅ケアに必要な介護法の指導・訓練並びに制度・社会資源の活用援助を積極的に行う。
 - ④ 家庭に復帰した利用者に対しては、市町村自治体の保健・福祉担当者及びホームヘルパーなどの各事業所や病院の在宅ケアチーム・各科と密接な連携の中で、家庭訪問を積極的に行い、相談・指導・リハビリテーション等のサービスを行う。

7 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、

その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録及び身体拘束記録に記載する。

8 虐待防止に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

10 利用者の定員

(1)入所利用者の定員は、99名とする。

(2)デイケア利用者の定員は、40名とする。

11 施設サービスの内容

(1)施設入所、短期入所、デイケアのそれぞれについて、利用者ごとにサービス計画を立てて実施するが、その内容には、看護、医学的管理の下における介護、リハビリテーション、レクリエーション、必要な医療、相談及び援助、食事の提供、入浴の利用、その他日常生活上の介護が含まれる。

(2)治療食を要する利用者に対しては、「療養食」を提供する。また要望により、注文食サービス(食材料費との差額を別途負担)を行う。

(3)デイケアの実施は、原則として月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時までとする。

(4)要望により、理美容サービス(費用は別途負担)を行う。

(5)要望により、昼食・夕食に限り、食事の宅配の紹介を行う。

12 利用者の負担額

(1)介護保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2)利用料として、食費及びおやつ代、居住費、日用生活品費、教養娯楽費、利用者が希望する特別な食事の費用、理美容代、私物の洗濯代等について、別に定める利用料金表

により支払いを受ける。また、デイケア利用者については、おむつ代を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

- (3)以上のうち、食費及び居住費については、所得により減免措置があるので、国で定める負担限度額段階(第1から3段階まで)によって、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

1 3 利用者の送迎及び事業の実施地域

- (1)短期入所における通常の送迎の実施地域は、当施設からの距離が概ね片道10km以内を原則とする。

- (2)デイケアにおける通常の送迎の実施範囲は、短期入所に準ずる。

- (3)訪問の範囲

佐久市(入沢、臼田、勝間、上小田切、北川、清川、下小田切、下越、田口、中小田切、平林、三分、湯原、跡部、新子田、今井、岩村田、内山、大沢、太田部、鍛冶屋、小宮山、桜井、猿久保、志賀、瀬戸、高柳、塚原、常和、伴野、取出町、中込、鳴瀬、根岸、根々井、野沢、原、平賀、平塚、平林、本新町、前山、三河田、三塚、横和)、佐久穂町(上、海瀬、高野町、宿岩、余地、平林、大日向)

1 4 施設の利用にあたっての留意事項

利用者及び家族の守るべき事項は、以下の通りである。

- (1)面会時間は、午後2時から午後5時までを基本とする。面会の際は、必ず事務室やスタッフルームに申し出た上で、ホールまたは居室を利用することとする。ただし、他の利用者に迷惑を及ぼすと判断された時は、遠慮してもらうこともある。

- | | | | |
|---------|-----|----|--------|
| (2)食事時間 | 朝 食 | 午前 | 8時00分 |
| | 昼 食 | 午後 | 12時00分 |
| | おやつ | 午後 | 3時00分 |
| | 夕 食 | 午後 | 6時00分 |

- (3)消灯時間は、午後8時とする。

- (4)電話利用の場合は、施設電話又は持参の携帯電話を利用する。

- (5)居室での電気器具(テレビ、パソコン、ラジオ、電気毛布、扇風機等)を使用する場合は、施設職員まで相談するものとする。

- (6)当施設は敷地内禁煙とする。

- (7)所持品、備品の持ち込みは、居室の邪魔にならない限り、差し支えない。

- (8)多額の金銭あるいは貴重品は持ち込まない。

- (9)利用者が、外出、外泊する時は、必ずスタッフに申し出て了解を得ることとする。

- (10)当施設を利用時及び利用中に医療機関への受診が必要になった場合は、介護保険での実施となり、基本的に協力医療機関(佐久総合病院本院及び佐久医療センター)で行うものとする。ただし、他医療機関での受診を希望する場合は、当施設と協議して行う必要がある。歯科受診は、この限りではない。

- (11)当施設を利用時及び利用中に医療機関への受診が必要になった場合の送迎及び付き添いは、基本的に家族の対応とする。ただし、緊急時は救急車の対応又はスタッフでの送迎及び付き添いも行うこととする。

- (12)利用者及び家族、面会者、他の者等による営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。

- (1 3) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (1 4) 他の利用者の迷惑になる行為は、禁止する。その状況に応じて、利用を制限する場合がある。

1 5 非常災害対策

非常災害に際しての必要な具体的計画の樹立、避難誘導訓練の実施等の対策に万全を期するために以下を定める。

- (1) 防火管理者を選任する。
- (2) 防火管理者は、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- (3) 防火管理者は、職員に対して、防火教育及び年 2 回の消火、通報、避難誘導訓練を実施する。うち 1 回は夜間もしくは夜間想定で実施する。
- (4) 火災あるいは災害発生時の対応については、別途の「防火・防災マニュアル」に従って実施する。

1 6 個人情報の保護

個人情報については、別途の「個人情報保護マニュアル」に従って、その安全管理に努める。ここで言う個人情報は、下記のものとする。

- (1) 氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの。
- (2) ケアプラン、介護記録、リハビリ記録、栄養ケアマネジメント記録、相談記録。
- (3) 身体拘束記録、事故記録。
- (4) 苦情記録。
- (5) 診察記録、検査記録。
- (6) 世帯記録、年金。
- (7) 請求書、領収書、保険証控え。

1 7 その他施設の運営に関する重要事項

- (1) 当施設の運営については、「佐久総合病院運営委員会」の承認を受け、同規程に基づき事業の運営を行う。
- (2) 当施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。
- (3) 当施設は、特に重要な、以下の三項目については、それぞれ「委員会」を設置して重点的に取り組むものとする。
 - ① 感染症の発生の予防及び発生時の必要な措置については、「感染予防対策委員会」を設置し、別途の「感染予防対策マニュアル」に従って実施するものとする。
 - ② 事故の予防及び発生時の措置については、「事故防止対策委員会」を設置し、別途の「事故防止対策マニュアル」に従って実施する。
 - ③ 身体拘束廃止に向けての措置については、「身体拘束廃止委員会」を設置し、別途の「身体拘束廃止マニュアル」に従って実施するものとする。
- (4) 利用者の療養に関する秘密保持については、以下の通り定める。
 - ① 当施設職員は、就業中並びに退職後において、業務上知り得た利用者及びその家族の

秘密を守ることを採用時の条件とする。もしこれに違反した場合は、長野県厚生連の「就業規則」により懲戒する。

②居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報提供を行う場合は、あらかじめ文書により利用者、または家族から同意を得るものとする。

(5) 利用者の要望または苦情については、受け入れ窓口を事務室、代表電話番号、投書箱とし、支援相談員が担当する。

附記

- 1、この管理運営規程は、平成27年4月1日より実施する。
- 2、この規程は、平成30年7月1日から一部改訂、施行する。
- 3、この規程は、令和6年1月1日から一部改訂、施行する。
- 4、この規定は、令和8年4月1日から一部改訂、施行する。
- 5、この規定は、令和8年10月1日から一部改訂、施行する。